

知的財産権侵害嫌疑のクレーム及び 処理規則

2010年4月14日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力をしておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

知的財産権侵害嫌疑のクレーム及び処理規則

第一章 総則

第一条 中国輸出入商品交易会（以下、「広交会」とする）開催期間中の知的財産権保護を強化し、正常な取引の秩序を維持し、広交会出展企業及び知的財産権権利者の合法的権益を保護するために、国家の関連法律、行政法規及び規章に基づいて本規則を制定する。

第二条 本規則は広交会期間中会場内で発生した知的財産権侵害嫌疑（以下「権利侵害嫌疑」とする）のクレーム及び処理のみに適用する。

第三条 広交会は、交易団と広交会出展企業が締結した『広交会ブース使用責任書』により、知的財産権保護事項に関して約束し、各出展企業は広交会で承諾した知的財産権保護義務を厳格に履行することとする。

第二章 クレーム管理

第四条 大会業務弁公室が設けた知的財産権及び貿易争議クレーム受付所（以下、「クレーム受付所」とする）は、今回の大会、本期間中の知的財産権関連内容のクレーム及び処理を受け付ける。広交会は政府の知的財産権関連行政法執行部門或は関連機構派遣要員を専門家として大会に常駐し、クレーム受付所の業務に参加するよう要請する。クレーム受付所は、専門家の意見に基づいてクレームの処理を行う。各交易団、商（協）会は、大会前及び大会中における知的財産権の自主検査、自主修正をしっかりと行う同時に、クレーム受付所と協力して権利侵害嫌疑がもたれ、且つクレーム受付所の調査・処分への協力を拒絶する出展企業に対して教育と処理を与えることとする。

第五条 権利侵害嫌疑行為のクレーム及び処理に関して、本規則第三章規定のクレーム手順に基づいて処理することとする。

第六条 広交会出展企業は、その展示品、展示品のパッケージ、PR 用品及びブースのその他展示部位に知的財産権或は授權を持っている場合は、必要に応じた大会の検査を受けられるように関連権利所属証明文書或は権利所属証明文書と授權文書を所持した上広交会に参加しなければならない。

第七条 クレーム側は、本規則に基づいて広交会にクレームを申し立て、広交会に本規則に基づいてクレーム対象の処分を行うことを求める場合は、広交会各関連機関に、当該クレームの処理によって発生した費用を支払い、クレームが成立しない場合、クレーム対象にもたらした損失を賠償することに同意しなければならない。

第三章 クレーム手順

第八条 今回広交会参加の有効証明書を所持している参加人員が、会場内でブースに陳列されている展示品、展示品のパッケージ、PR 用品及びいずれの展示部位が権利侵害の嫌疑にもたれた場合、クレーム受付所にクレームを申し立てることができる。クレーム受付所を通さずに、無断で権利侵害嫌疑側と交渉して会場の秩序に影響を与えた人員は、大会会場秩序管理規定に違反したものとみなし、処分を与える。

第九条 クレーム側はクレームを申し立てる場合、まずクレーム受付所に権利所属証明文書或は権利所属証明文書と授権証明文書を提示しなければならない。関連文書が、クレーム受付所担当者の審査を経て有効と確認された後、クレーム側は要求に従って『クレーム申し立て書』に記入することとする。『クレーム申し立て書』の様式は付属を参照する。

第十条 クレーム受付所が前回すでに処理した知的財産権クレームについて、今回も引き続き同様な権利侵害の個別な事案を発見した場合、クレーム側は前回の広交会閉幕後に法的手段を通じて処理をフォローした法律文書を提示しなければならない。クレーム側が関連文書を提示できない場合は、クレーム受付所は受理しなくてもよい。クレーム受付所では通常、同一のクレーム側が同一の知的財産権に関して同一のクレーム対象に申し立てた重複するクレームを受理しない。

第十一条 クレーム受付所は『クレーム申し立て書』を受け付けた後、クレーム受付所担当者を手配してクレーム処理にあたらせる。クレーム対象は正式に広交会に登録した出展企業の代表を、クレーム受付所のクレーム処理に協力させなければならない。

第十二条 クレーム受付所が個別事案について調査・処分を行う過程において、クレーム対象はクレーム受付所担当者によるクレーム対象物品の検査に協力しなければならない。検査を経てクレーム対象物品の権利侵害嫌疑が認められた場合、クレーム対象者はクレーム対象内容の合法的権利所属を有していることを証明し、権利不侵害の証明ができるように即座に証拠を提示しなければならない。

第十三条 クレーム対象がその場で権利侵害嫌疑物品が「権利不侵害」であることの有効な証明ができない場合、クレーム受付所担当者は権利侵害嫌疑物品の仮差し押さえ又は撤回処分を行う。同時にクレーム対象は即座に『承諾書』に署名し、有効な挙証ができなかった場合、権利侵害嫌疑が認められた時点から、当該権利侵害嫌疑物品の展示を中止することを承諾する。『承諾書』は一式二部とし、それぞれクレーム対象とクレーム受付所が保管する。その様式は附件を参照する。

第十四条 クレーム対象がクレーム受付所の処理結果に異議を持っている場合、一営業日（広交会会場の業務休憩時間表を基準とする）内に、クレーム受付所に権利不侵害の補充証明を提出することができる。挙証が有効である場合、広交はそのクレーム対象物品の継続展示を許可するが、挙証が無効であるか、または補充挙証をしない場合、元の処理決定を維持する。

第十五条 今回の広交会終了後、クレーム受付所は今回の広交会で処理した権利侵害嫌疑のある出展企業の名簿リストを、それぞれ関連取引団及び商（協）会に送付し、記録することとする。

第四章 処理方法

第十六条 ブース上で起きた権利侵害行為は、広交会で当該ブースの分配使用が正式に登録された出展企業が権利侵害責任を負い、大会の処理を受けることとする。共同経営企業の権利侵害嫌疑行為は出展企業に照らして処理し、名簿リストを合わせて取引団に送付することとする。

第十七条 クレーム受付所は本規則で規定された手順に基づいて知的財産権クレームを処理し、「権利不侵害」の有効挙証ができない参加者を、「権利侵害嫌疑」企業とし、クレーム受付所はその権利侵害嫌疑物品の展示を停止させる。方式として、参加者自らによる権利侵害嫌疑物品の撤回、及びクレーム受付所による権利侵害嫌疑物品の仮差し押さえが含まれる。

第十八条 クレーム受付所は権利侵害嫌疑行為を起こした出展企業に関してコンピューターに記録すると共に取引団に報告する。同一企業が一回の広交会において3つ以上の権利所属番号の権利を侵害した場合、取引団範囲内で通達して警告を与える。出展企業が同一展示区内において連続して二回もしくは二年内で累計三回特許、著作権侵害嫌疑行為を起こした場合、或いは商標権侵害行為を累計して二回起こした場合、取引団範囲内で通

達して警告を与える。通達警告を二回受けた企業は、権利侵害ブースが当該出展企業のブースを占める比率に準じて、当該企業が6回の広交会に出展するブースを削減するか又は取り消すとともに、全大会範囲で通達して警告を与える。

第十九条 クレーム対象（出展業者）が、クレーム受付所による調査・処罰への協力を拒絶し、態度が劣悪で、説得されても効果がない場合、クレーム受付所は大会保安所の立会いで当事者の参加証書を取り上げ、事情の軽重に応じて当該企業に対して取引団範囲での通達警告、全大会範囲での通達警告の処分を与え、そして状況に合わせて次回の広交会でのブースを削減するか、或は直接出展資格を取り消すことができる。

第二十条 クレーム受付所は権利侵害嫌疑の展示品について処分を与えた後、権利侵害嫌疑の出展企業が同一ブース内で再度同様の権利侵害嫌疑物品を展示しているのを発見した場合、大会は当該ブースの業務人員全員の広交会参加業者証を即座に没収し、状況に応じて第十八条に準じて処理する。

第二十一条 効力が生じた司法判決又は行政裁決に権利侵害と認定されたにもかかわらず、その権利侵害展示品、展示品のパッケージ、PR用品などを再び広交会のブースに出した場合、若しくは広交会参加資格を数回にわたり取り消されたにもかかわらず、出展を回復した後、再度権利侵害嫌疑がかけられた場合、当該企業の広交会参加資格を永久に取り消すと共に、大会で通達して警告を与える。

第二十二条 同回の広交会開催期間中、10社以上の企業が同時に同一権利所属番号の権利を侵害する場合（大規模な権利侵害）、状況に応じて大会範囲で通達して警告を与えると同時に、関連する取引団と商（協）会に送付して記録する。

第五章 用語解説

第二十三条 知的財産権——本規則でいう知的財産権には以下のものが含まれる。

- 1、著作権及び関連する権利
- 2、商標権
- 3、専利権

第二十四条 出展企業——本規則でいう権利侵害嫌疑の責任を負う出展企業とは、広交会でブースの使用を正式に登録した出展企業（即ちブースのボードに表示された会社）のことをいう。直接権利侵害嫌疑にかかっている企業が、当該出展企業自身/子会社/共同

経営機構/製品供給機構/協力機構である場合、本規則第四章の「処分の方法」に挙げられた権利侵害嫌疑企業に対する処罰について、当該出展企業が負担するほか、出展企業に照らし、関連権利侵害嫌疑企業に対しても同様に処罰する。

第二十五条 共同経営企業——本規則でいう共同経営機構とは、広交会に参加する流通型企業と共同経営関係或は製品供給関係をもつ非流通型企業のことをいう。

第二十六条 証明文書——知的財産権の権利所属を証明する文書のことをいい、国家の関連法律・法規で求められた証明文書、及びクレーム受付所が実際の状況に基づいてクレーム側またはクレーム対象に提示を求める証明文書を含む。

第六章 附則

第二十七条 クレーム受付所ではファイルシステムを構築し、広交会の開催ごとにクレームデータの統計、分析を行い、毎回の情報を関連部門に報告する。

第二十八条 本規則の解釈権は中国対外貿易センターに帰する。

第二十九条 本規則は公布日より発効し、過去の広交会関連規定に本規則と矛盾する内容がある場合、本規則を基準とする。

添付：

広交会知的財産権と貿易争議クレーム受付所輸出展示区クレーム申立書
承諾書

広交会知的財産権と貿易争議クレーム受付所 輸出展示区クレーム申立書

広交会クレーム受付所：

本人は、第_____回広交会第_____期_____展示区_____ブースの参加会社
_____の展示、経営している名前が_____である展示物品
が、本人（或いは権利者）の専利/商標/著作権が_____、名称
が_____、類型が_____であ
る知的財産権を侵害する嫌疑があるため、広交会に正式にクレームを申し立てる。本人
は上記クレームに対し、広交会クレーム受付所が「知的財産権侵害嫌疑のクレーム及び
処理規則」の規定によって処理を行うことを認め、広交会各関連部門で本クレーム処理
によって発生する費用を支払い、そして不適切なクレームによってクレーム対象者にも
たらした損失を賠償することに同意することを承諾する。

権利者： _____

国家又は地区： _____

ブース番号： _____

クレーム代理機構： _____

クレーム代理人： _____

連絡人： _____

電話(携帯電話)： _____

年 月 日

承 諾 書

当社は、中国輸出入商品交易会知的財産権及び貿易争議クレーム受付所に、大会の制定した「知的財産権侵害嫌疑のクレーム及び処理規則」の規定に基づき、本日から今回中国輸出入商品交易会が終了（権利侵害嫌疑に対し弁明が成功した場合を除く）するまで、中国輸出入商品交易会の会場現場のいずれのところにも下記の知的財産権侵害嫌疑の物品および関連宣伝用品を展示、経営しないことに同意することをここに正式に承諾する。

権利侵害嫌疑物品の名称：

型番：

(権利所属番号) 番号：

本承諾に違反した場合、当社は広交会の処罰を自ら受け入れる。

本承諾書は1式2部で、知的財産権及び貿易争議クレーム受付所、承諾者それぞれ1部ずつ所持し、本承諾書に署名する日から発効する。

承諾側：

ブース番号：

承諾側代表者：

出展業者証書番号：